2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア．単体企業

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

⑶　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア．同種又は類似業務等の実績

参加表明書を提出する者は、平成14年度～23年度に完了した公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務において、下記［1］若しくは［2］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［1］　同種業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢以上）

［2］　類似業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢未満）

イ．実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ．国土交通省（北海道開発局、港湾空港関係を除く）の過去２年間（平成21年度～22年度）に完了したＴＥＣＲＩＳに業務成績が登録された測量業務の平均評価点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定技術者の資格等

以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成24年８月10日を予定する。

主任技術者び担当技術者：測量士

主任技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

主任技術者は、１）参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成14年度～23年度に元請けとして完了した公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した業務において、下記［1］、［2］の実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［1］　同種業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢以上）

［2］　類似業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢未満）

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

３）評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

なお、くじの日時及び場所については、メール、電話等により指示する。

⑵　総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

３）技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①　予定技術者の経験及び能力

②　実施方針等

③　評価テーマに対する技術提案

④　技術提案の履行確実性（本業務の予定価格が1,000万円を超えた場合は、評価対象とする。）

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）